

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員のデータ

区分・職種	町技能労務職				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
湯沢町	21人	48.0歳	285,100円	298,052円	—	—	—
うち学校給食員	4人	54.0歳	284,200円	292,200円	調理士	39.9歳	247,600円
うち用務員	5人	47.7歳	290,800円	311,320円	用務員	53.9歳	227,200円
新潟県	747人	47.3歳	349,067円	392,850円	—	—	—
国	5193人	48.8歳	287,094円	—	—	—	—
類似団体	9人	48.6歳	271,177円	293,202円	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている、類似した職種のデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 町技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数のデータ(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

区分・職種	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体					1	3	2	3	5	4	3		21
うち学校給食員								1		1	2		4
うち用務員						1	1		2		1		5

(3) その他給与等に関する事項

① 給料表について

国の行政職給料表(二)を適用しています

② 各種手当

一般行政職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給が、その状況に応じて月ごとに支給されるほか、6月及び12月に期末勤勉手当が、11月から3月まで寒冷地手当が支給されます。

③昇格昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。また、勤務成績が良好で、必要な経験年数を満たしている場合、その職務内容に応じて上位の級に昇格します。

2. 基本的な考え方

技能労務職について、平成9年度以降、新規の採用は行っていません。今後の方針としては、湯沢町定員適正化計画の採用計画にもあるとおり、原則退職者不補充とします。

給与面に関しては、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度の維持、運用に努めます。

3. 具体的な取組内容

学校給食調理業務や用務員業務等について、一部民間委託を実施しており、他の業務を含め、民間委託の拡充について、更に検討を行うとともに、退職不補充等により人員不足となった場合は、配置転換や臨時職員の雇用等も視野に入れ、対応していくこととします。

社会情勢の変化等に対応すべく、各年における人事院勧告等に留意し、適正な給与制度の維持を図ることとします。